

立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年5月2日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
(平成30年厚生労働省令第46号)の施行による。

立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年立川市条例第30号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(4) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)～(9) ……略……</p> <p>(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が</u> <u>相当と認めたもの</u></p> <p>4及び5 ……略……</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9) ……略……</p> <p>4及び5 ……略……</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。